

改 正 後				改 正 前																																																													
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)				(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																																																													
「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書 付表(時価評価資産の状況)」の記載要領				「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書 付表(時価評価資産の状況)」の記載要領																																																													
1 この付表(時価評価資産の状況)は、平成18年改正前の法人税法(以下「旧法」といいます。)第61条の11(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は旧法第61条の12(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」(以下「届出書」といいます。)に添付してください。 (注) この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(旧法令122の12、旧法規27の13の2、三)。 前5年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産 売買目的有価証券 償還有価証券 帳簿価額が千万円に満たない資産				1 この付表(時価評価資産の状況)は、平成18年改正前の法人税法(以下「旧法」といいます。)第61条の11(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は旧法第61条の12(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる時価評価資産の種類、名称、所在する場所等を記載して「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」(以下「届出書」といいます。)に添付してください。 (注) この付表において記載する「時価評価資産」とは、固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で次に掲げるもの等以外のものをいいます(旧法令122の12、旧法規27の13の2、三)。 前5年以内事業年度等において国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入などの規定の適用を受けた減価償却資産 売買目的有価証券 償還有価証券 帳簿価額が千万円に満たない資産																																																													
(1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度(以下「開始直前事業年度」といいます。)終了の時の時価評価資産(旧法規27の13の2、三)				(1) 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の最初連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度(以下「開始直前事業年度」といいます。)終了の時の時価評価資産(旧法規27の13の2、三)																																																													
(2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産(旧法規27の13の3、三)				(2) 連結納税への加入に伴い届出を行う場合 連結子法人となる法人の株式交換の時の時価評価資産(旧法規27の13の3、三)																																																													
2 各欄の記載要領				2 各欄の記載要領																																																													
(1) 「法人名等」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。				(1) 「法人名」欄は、連結子法人となる法人の名称を記載してください。																																																													
(2) 「開始直前事業年度等」欄は、届出書が旧法第61条の11第1項第6号口の規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。 また、旧法第61条の12第1項第4号口の規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。				(2) 「開始直前事業年度等」欄は、届出書が旧法第61条の11第1項第6号口の規定により連結納税の開始に伴い提出するものである場合には、開始直前事業年度を記載してください。 また、旧法第61条の12第1項第4号口の規定により連結納税への加入に伴い提出するものである場合には、株式交換の日の前日の属する事業年度を記載してください。																																																													
(3) 「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。 イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類(建物、土地、有価証券、金銭債権など)を記載してください。 ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称(事務所、宅地、棚○○(銘柄)、借○○(債務者名)など)を記載してください。				(3) 「時価評価資産」の各欄は次により記載してください。 イ 「種類」欄は、時価評価資産の種類(建物、土地、有価証券、金銭債権など)を記載してください。 ロ 「名称」欄は、時価評価資産の名称(事務所、宅地、棚○○(銘柄)、借○○(債務者名)など)を記載してください。																																																													
ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。 a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額 b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合 時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額				ハ 「帳簿価額」欄は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる時価評価資産の帳簿価額を記載してください。 a 連結納税の開始に伴い届出を行う場合 時価評価資産の開始直前事業年度終了の時における帳簿価額 b 連結納税への加入に伴い届出を行う場合 時価評価資産の株式交換の時における帳簿価額																																																													
(注) 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。				(注) 「時価評価資産」の欄は、次表の区分に応じそれぞれに掲げる単位ごとに記載してください。																																																													
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">単 位</th></tr><tr><td rowspan="4">減価償却資産</td><td>金 銭 債 権</td><td colspan="2">一の債務者ごと</td></tr><tr><td>建 物</td><td colspan="2">一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと</td></tr><tr><td>機 械 及 び 装 置</td><td colspan="2">一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと</td></tr><tr><td>そ の 他 の 減 価 償 却 資 産</td><td colspan="2">「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分</td></tr><tr><td colspan="2">土 地 等</td><td colspan="2">一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと</td></tr><tr><td colspan="2">有 価 証 券</td><td colspan="2">その銘柄の異なるごと</td></tr><tr><td colspan="2">そ の 他 の 資 産</td><td colspan="2">通常取引の単位を基準とした区分</td></tr></table>				区 分		単 位		減価償却資産	金 銭 債 権	一の債務者ごと		建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと		機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと		そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分		土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと		有 価 証 券		その銘柄の異なるごと		そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">単 位</th></tr><tr><td rowspan="4">減価償却資産</td><td>金 銭 債 権</td><td colspan="2">一の債務者ごと</td></tr><tr><td>建 物</td><td colspan="2">一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと</td></tr><tr><td>機 械 及 び 装 置</td><td colspan="2">一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと</td></tr><tr><td>そ の 他 の 減 価 償 却 資 産</td><td colspan="2">「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分</td></tr><tr><td colspan="2">土 地 等</td><td colspan="2">一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと</td></tr><tr><td colspan="2">有 価 証 券</td><td colspan="2">その銘柄の異なるごと</td></tr><tr><td colspan="2">そ の 他 の 資 産</td><td colspan="2" rowspan="4">通常取引の単位を基準とした区分</td></tr></table>				区 分		単 位		減価償却資産	金 銭 債 権	一の債務者ごと		建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと		機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと		そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分		土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと		有 価 証 券		その銘柄の異なるごと		そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分	
区 分		単 位																																																															
減価償却資産	金 銭 債 権	一の債務者ごと																																																															
	建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと																																																															
	機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと																																																															
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分																																																															
土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと																																																															
有 価 証 券		その銘柄の異なるごと																																																															
そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分																																																															
区 分		単 位																																																															
減価償却資産	金 銭 債 権	一の債務者ごと																																																															
	建 物	一棟(区分所有である場合には、区分所有権)ごと																																																															
	機 械 及 び 装 置	一の生産設備又は一台若しくは一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式)ごと																																																															
	そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	「建物」又は「機械及び装置」に準じた区分																																																															
土 地 等		一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等はその一団の土地等)ごと																																																															
有 価 証 券		その銘柄の異なるごと																																																															
そ の 他 の 資 産		通常取引の単位を基準とした区分																																																															
3 留意事項				(追 加)																																																													
○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。				○ 参考【届出書の提出法人等】																																																													
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">提 出 法 人</th><th>「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人</th><th>「加入する連結子法人」欄に記載する法人</th></tr><tr><td colspan="2">連 結 納 税 の 開 始</td><td colspan="2">連結子法人となる法人</td><td>連結親法人となる法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td rowspan="3">連 結 納 税 へ の 加 入</td><td>株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし</td><td colspan="2">連結子法人となる法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td>株の連結交す納換る税の事適用の年あり日</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>加入する連結子法人</td><td></td></tr></table>				区 分		提 出 法 人		「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人	連 結 納 税 の 開 始		連結子法人となる法人		連結親法人となる法人	記載不要	連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人		連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	株の連結交す納換る税の事適用の年あり日	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">提 出 法 人</th><th>「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人</th><th>「加入する連結子法人」欄に記載する法人</th></tr><tr><td colspan="2">連 結 納 税 の 開 始</td><td colspan="2">連結子法人となる法人</td><td>連結親法人となる法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td rowspan="3">連 結 納 税 へ の 加 入</td><td>株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし</td><td colspan="2">連結子法人となる法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td>株の連結交す納換る税の事適用の年あり日</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>記載不要</td></tr><tr><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人</td><td>株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人</td><td>連結親法人となる法人又は連結親法人</td><td>加入する連結子法人</td><td></td></tr></table>				区 分		提 出 法 人		「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人	連 結 納 税 の 開 始		連結子法人となる法人		連結親法人となる法人	記載不要	連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人		連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	株の連結交す納換る税の事適用の年あり日	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人			
区 分		提 出 法 人		「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人																																																												
連 結 納 税 の 開 始		連結子法人となる法人		連結親法人となる法人	記載不要																																																												
連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人		連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要																																																												
	株の連結交す納換る税の事適用の年あり日	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要																																																												
	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人																																																													
区 分		提 出 法 人		「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄に記載する法人	「加入する連結子法人」欄に記載する法人																																																												
連 結 納 税 の 開 始		連結子法人となる法人		連結親法人となる法人	記載不要																																																												
連 結 納 税 へ の 加 入	株式交換の日の前日の属する事業年度が連結納税適用なし	連結子法人となる法人		連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要																																																												
	株の連結交す納換る税の事適用の年あり日	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結親法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	記載不要																																																												
	株式交換の日の前日の属する連結事業年度において連結子法人	株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人	連結親法人となる法人又は連結親法人	加入する連結子法人																																																													

改正

改 正 後	改 正 前														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)														
(削 除)	国税納金控 領 収 控 年度 源泉所得税 税務署名 税務署番号 整理番号 国庫金 住所(所在地) 氏名(法人名) 告知重加算税不納付加算税 延滞税 合計額 納期等の区分 納期 納付場所 証券受領 内証券受領 証券番号 運出人 左記の合計額を領収しました。 (領収日付印) ③ 1 3 ●御注意 ○第1片の「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書(次票)」の「不納付加算税等」欄の「区分」欄の重は、重加算税を示します。 ○税金は、「合計額」欄の金額で受領しますから、合計額は必ず記載してください。 ○合計額を書き誤ったときは、新しい納付書に書き直してください。 ●加算税(国税通則法第67条、第68条、第118条、第119条) ○不納付加算税は、原則として、本税額の5%(注)又は10%となります。 ○重加算税は、原則として、本税額の35%となります。 (注)納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された場合において、その納付が、調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知してされたものでないとき。 ●延滞税の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第94条) ○延滞税の割合は、年7.3%(納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%)となります。 ○具体的な延滞税の額は、次の算式によって計算してください。 <table><tr><td>所得税の種類別の月分ごとの本税の額</td><td>×</td><td>延滞税の割合 7.3%(注) (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</td><td>×</td><td>期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで</td><td>=</td><td>延滞税の額 (100円未満は端数切捨て)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>365</td></tr></table> (注)平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1〜12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。 ・納期限の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合 ・納期限の翌日から2月を経過した日以後…年「14.6%」 ○この告知書が法定納期限の翌年の対応日以後に発付されたときは、上記の「日数」から「法定納期限の翌年の対応日の翌日からこの告知書の発行日付まで」の期間を除いて計算してください。ただし、重加算税の計算の基礎となった本税の額については、この特例の適用はありません。 ○本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付を要しません。また、本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。 ○計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は納付を要しません。また、その額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。 ●納税の猶予(国税通則法第46条) この告知書が法定納期限の翌年の対応日後に迷達された場合には、納期限までに申請することにより、納付困難な金額を限度として、納期限から1年以内の納税の猶予を受けることができます。 電子納税について 国税の納付に当たっては、電子納税をご利用いただけます。 電子納税とは、金融機関の窓口に出向くことなく、パソコン(インターネットバンキング)やATM(利用可能なものにはペイジー(税金・各種料金払込み)マークを表示)等を利用して国税の納付を行うものです。 電子納税のご利用に当たっては、お取引の金融機関が電子納税に対応していること及びあらかじめ所轄の税務署に「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出(送信)し、利用者識別番号等の通知を受けていただくことが必要となります。 【電子納税(源泉所得税(告知分))による納付方法】 1 e-Taxソフトの「納付情報登録依頼」から、税目「源泉所得税(告知分)」を選択して、必要項目を入力し送信してください。 2 メッセージボックスに格納される「納付情報登録依頼」のメール詳細を確認してください。 3 メール詳細の画面で「インターネットバンキング」からお取引の金融機関にログインしてください。 4 税目、納付金額等が表示されますので、確認し納付手続を行ってください。 ※上記3の方法の他、直接金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して納付することも可能です。ただし、その場合には、収納機関番号、利用者識別番号、納税用確認番号及び納付区分番号をあらかじめ入力する必要があります。 ◎詳しくはe-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。	所得税の種類別の月分ごとの本税の額	×	延滞税の割合 7.3%(注) (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 (100円未満は端数切捨て)							365
所得税の種類別の月分ごとの本税の額	×	延滞税の割合 7.3%(注) (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 (100円未満は端数切捨て)									
						365									

改 正 後	改 正 前																												
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)																												
源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書	源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書・領収証書																												
1 使用目的 「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6,FCG5PC2)(以下「通知書」という。)は、所得税法第 221 条の規定による源泉所得税の本税、 国税通則法第 67 条に規定する不納付加算税、 同法第 68 条第 3 項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。	1 使用目的 「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書・領収証書」(FC G5PA2)(以下「通知書」という。)は、所得税法第 221 条の規定による源泉所得税の本税、 国税通則法第 67 条に規定する不納付加算税、 同法第 68 条第 3 項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書（次葉）」（以下「通知書次葉」という。）とともに、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。																												
2 出力対象 ～ 4 出力順序 (省 略)	2 出力対象 ～ 4 出力順序 (同 左)																												
5 出力要領 (1) 出力様式 本税、不納付加算税、重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳（以下「通知書裏面」という。）を印字する。	5 出力要領 (1) 出力様式 本税、不納付加算税、重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。 なお、通知書は「領収控」及び「領収済通知書」との 3 枚複写により出力する。また、通知書次葉は通知書の「合計額」の内訳を示す。																												
(2) 主な出力項目の内容 イ 通知書（共通部分）	(2) 主な出力項目の内容 イ 通知書																												
<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題</td><td>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住所（所在地）及び氏名（法人名）</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）: 上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）: 上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 下段部分（払込取扱票） 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。</td></tr><tr><td>税 目</td><td>「源泉所得税」を印字する。</td></tr><tr><td>信 託 の 名 称</td><td>何も印字しない。</td></tr><tr><td>納 期 等 の 区 分</td><td>賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する</td></tr><tr><td>徴 定 区 分</td><td>「告知」（ 3 4 ）を印字する。</td></tr><tr><td>法 定 納 期 限</td><td>「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。</td></tr><tr><td>納 期 限</td><td>国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。</td></tr><tr><td>本 税</td><td>本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。	住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）: 上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）: 上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 下段部分（払込取扱票） 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。	税 目	「源泉所得税」を印字する。	信 託 の 名 称	何も印字しない。	納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する	徴 定 区 分	「告知」（ 3 4 ）を印字する。	法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。	納 期 限	国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。	本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。	<table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>標 題 及 び 主 文</td><td>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」及び主文中の「右の『告知額計』欄の『重加算税』及び『不納付加算税』のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。</td></tr><tr><td>住所（所在地）及び氏名（法人名）</td><td>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（最大 42 文字）及び氏名（最大 30 文字）を印字する。この場合、住所又は氏名が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、除外原因の入力(「9」(復活)を除く。)がある場合も、この項目は印字しない。 (追 加)</td></tr><tr><td>(追 加)</td><td>(追 加)</td></tr></table>	項 目	内 容	標 題 及 び 主 文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」及び主文中の「右の『告知額計』欄の『重加算税』及び『不納付加算税』のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。	住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（最大 42 文字）及び氏名（最大 30 文字）を印字する。この場合、住所又は氏名が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、除外原因の入力(「9」(復活)を除く。)がある場合も、この項目は印字しない。 (追 加)	(追 加)	(追 加)
項 目	内 容																												
標 題	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。																												
住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（所在地）及び氏名（法人名）を印字する。 この場合、住所（所在地）又は氏名(法人名)が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。 また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。 住所（所在地）: 上段部分（通知書） 漢字 75 文字、半角カナ 150 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 50 文字、半角カナ 100 文字 氏名（法人名）: 上段部分（通知書） 漢字 45 文字、半角カナ 90 文字 中段部分（領収済通知書） 漢字 44 文字、半角カナ 88 文字 下段部分（領収控兼払込取扱票） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 下段部分（払込取扱票） 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分（領収証書兼払込金受領証） 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。																												
税 目	「源泉所得税」を印字する。																												
信 託 の 名 称	何も印字しない。																												
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の（自）（至）を印字する																												
徴 定 区 分	「告知」（ 3 4 ）を印字する。																												
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。																												
納 期 限	国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。																												
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書裏面の「本税」欄に出力された（ ）書の金額）は印字しない。																												
項 目	内 容																												
標 題 及 び 主 文	当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」及び主文中の「右の『告知額計』欄の『重加算税』及び『不納付加算税』のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「＊」(アスタリスク)を印字して抹消する。																												
住所（所在地）及び氏名（法人名）	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所（最大 42 文字）及び氏名（最大 30 文字）を印字する。この場合、住所又は氏名が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。 なお、除外原因の入力(「9」(復活)を除く。)がある場合も、この項目は印字しない。 (追 加)																												
(追 加)	(追 加)																												

改正後	改正前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) (削除) 三 通知書裏面 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></table> (以下省略)	項目	内容	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) <table><tr><td rowspan="3">告知額計</td><td>本税</td><td>本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書次葉の「本税」欄に出力された（ ）書きの金額）は印字しない。</td></tr><tr><td>重加算税</td><td>賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。</td></tr><tr><td>不納付加算税</td><td>賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。</td></tr><tr><td colspan="2">延滞税</td><td>通知書次葉の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。</td></tr><tr><td colspan="2">納期限</td><td>国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。</td></tr><tr><td colspan="2">合計額</td><td>「告知額計」及び「延滞税」の各欄の合計額を印字する。 (注) 本税徴収があるときは印字しない。</td></tr></table> 四 通知書次葉 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></table> (同左)	告知額計	本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書次葉の「本税」欄に出力された（ ）書きの金額）は印字しない。	重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。	不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。	延滞税		通知書次葉の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。	納期限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。	合計額		「告知額計」及び「延滞税」の各欄の合計額を印字する。 (注) 本税徴収があるときは印字しない。	項目	内容
項目	内容																				
告知額計	本税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額（通知書次葉の「本税」欄に出力された（ ）書きの金額）は印字しない。																			
	重加算税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。																			
	不納付加算税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。																			
延滞税		通知書次葉の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。																			
納期限		国税通則法施行令第8条第1項の規定による納期限を印字する。																			
合計額		「告知額計」及び「延滞税」の各欄の合計額を印字する。 (注) 本税徴収があるときは印字しない。																			
項目	内容																				

改 正 後	改 正 前																								
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書 1 使用目的 「源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書」(FC B7PB1)は、納期の特例の承認申請を承認（みなし承認を除く。）する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。 なお、この通知書は正副 2 枚出力するので、正本（ 1 枚目）は源泉徴収義務者送付用として、副本（ 2 枚目）は税務署用控えとして使用する。 2 出力対象 「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「 1 承認」とし、「決裁年月日」(みなし承認年月日が表示されている。)の変更入力及び「発送日付」(承認日)の入力を行ったものを対象として出力する。 (注)この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」とともに自動的に作成される。 3 出力時期 納期の特例の承認申請について、承認する旨の通知を行う場合に出力する。 4 出力要領 (1) 出力様式 納期の特例の承認申請を承認する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で 1 件別に、正本（通知用）と副本（署控用）との 2 枚出力する。 (2) 主な出力項目の内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 年 月 日</td><td>「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 番 号</td><td>源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>(連 絡 先)</td><td>連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。</td></tr><tr><td>提 出 年 月 日</td><td>「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。</td></tr><tr><td>補 完 表 示</td><td>あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。</td></tr></table> 5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名または名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。	項 目	内 容	通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。	問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。	提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。	補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について) 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書 1 使用目的 「源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書」(FC B7PB1)は、納期の特例の承認申請を承認（みなし承認を除く。）する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。 なお、この通知書は正副 2 枚出力するので、正本（ 1 枚目）は源泉徴収義務者送付用として、副本（ 2 枚目）は税務署用控えとして使用する。 2 出力対象 「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「 1 承認」とし、「決裁年月日」(みなし承認年月日が表示されている。)の変更入力及び「発送日付」(承認日)の入力を行ったものを対象として出力する。 (注)この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」とともに自動的に作成される。 3 出力時期 納期の特例の承認申請について、承認する旨の通知を行う場合に出力する。 4 出力要領 (1) 出力様式 納期の特例の承認申請を承認する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で 1 件別に、正本（通知用）と副本（署控用）との 2 枚出力する。 (2) 主な出力項目の内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>通 知 年 月 日</td><td>「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。</td></tr><tr><td>問 い 合 わ せ 番 号</td><td>源泉徴収義務者の整理番号を印字する。</td></tr><tr><td>(連 絡 先)</td><td>連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。</td></tr><tr><td>提 出 年 月 日</td><td>「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。</td></tr><tr><td>補 完 表 示</td><td>あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。</td></tr></table> (追 加)	項 目	内 容	通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。	問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。	(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。	提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。	補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。
項 目	内 容																								
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。																								
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																								
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。																								
提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。																								
補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。																								
項 目	内 容																								
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。																								
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。																								
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。																								
提 出 年 月 日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。																								
補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「＊」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。																								

